

難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第七十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(広島県会計規則の一部改正)

第一条 広島県会計規則(昭和三十九年広島県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三の三の項中「第五十六条第十項」を「第五十六条第七項」に改める。

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

第二条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則(昭和三十九年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第十一号(其)中「第五十六条第八項」を「第五十六条第五項」に改める。

第九条第七十号(四)を削り、同号(五)中「第五十六条第八項」を「第五十六条第五項」に改め、同号(五)を同号(四)とする。

第十二条第一号(三)中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改め、同号(四)中「第五十六条第八項」を「第五十六条第五項」に改め、同号(五)中「第五十七条の三第二項」を「第五十七条の三第三項」に改め、同号(五)中「第五十七条の四第二項」を「第五十七条の四第三項」に改める。

(広島県行政組織規則の一部改正)

第三条 広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条健康対策課の項第八号中「小児特定疾患」を「小児慢性特定疾病」に改め、同項第二十五号中「広島県難病認定審査会」を「広島県指定難病審査会」に改め、同項第二十六号中「広島県小児慢性特定疾患認定審査会」を「広島県小児慢性特定疾病審査会」に改める。

第十九条第一項の表健康福祉部の部健康対策課の款中

| | |
|------------------|--|
| 広島県難病認定審査会 | 原因不明で、治療方法が確立していない難病に関し、医療費助成の対象患者となるかどうかについて審査すること。 |
| 広島県小児慢性特定疾患認定審査会 | 小児慢性疾患のうち、原因不明で、治療方法が確立していない難病に関し、医療費助成の対象患者となるかどうかについて審査すること。 |

を

| | |
|----------------------------|---|
| <p>広島県指定難病 審査会</p> | <p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）の規定に基づき、特定医療費の支給認定をしないことに関し審査すること。</p> |
| <p>広島県小児慢性 特定疾病審査会</p> | <p>児童福祉法の規定に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給認定をしないことに関し審査すること。</p> |

改める。

第五十二条保健課の項第八号並びに第五十七条保健課（広島県西部保健所広島支所及び広島県東部保健所福山支所に限る。）の項第八号及び厚生保健課（広島県西部保健所呉支所に限る。）の項第二十四号中「小児特定疾患」を「小児慢性特定疾病」に改める。

（広島県看護師等修学資金貸付規則の一部改正）

第四条 広島県看護師等修学資金貸付規則（昭和三十七年広島県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号イ(4)中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

（児童福祉法施行細則の一部改正）

第五条 児童福祉法施行細則（昭和四十二年広島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

別記様式第六号の七表中

「（次の欄は医療型障害児入所施設又は指定医療機関の利用を希望する場合に記入し、保険証の写しを添付してください。）

「（次の欄は医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関の利用を希望する場合に記入し、保険証の写しを添付してください。）

「□指定医療機関」や「□指定発達支援医療機関」は必ず「欄中

「医療型障害児入所施設又は指定医療機関への入所者であるため、医療型個別減免を申請します。」

「医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関への入所者であるため、医療型個別減免を申請します。」

「※1 「医療型個別減免」とは、医療型障害児入所施設又は指定医療機関に入所する児童(者)を対象とした利用者負担の軽減制度で、福祉サービス費、医療費及び食事療養費部分について利用者負担が軽減されます。」

「※1 「医療型個別減免」とは、医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所する児童(者)を対象とした利用者負担の軽減制度で、福祉サービス費、医療費及び食事療養費部分について利用者負担が軽減されます。」

改める。

別記様式第六号の七表中

「注 1 事務費は、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院又は自立援助ホームにおいて暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合（ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6か月間を除く。）、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2第3項に規定する指定医療機関において一時保護を受託した場合に対象となる。」

「注 1 事務費は、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院又は自立援助ホームにおいて暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合（ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6か月間を除く。）、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関において一時保護を受託した場合に対象となる。」
改める。

（社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部改正）

第六条 社会福祉施設等措置費用徴収規則（昭和四十八年広島県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表備考3(1)中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。
（児童福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に第五条の規定による改正前の児童福祉法施行細則による様式でしている申請その他の手続は、第五条の規定による改正後の児童福祉法施行細則の様式による申請その他の手続とみなす。